

「ねんきん特別便」の状況等について

平成 21 年 10 月 16 日

社 会 保 険 庁

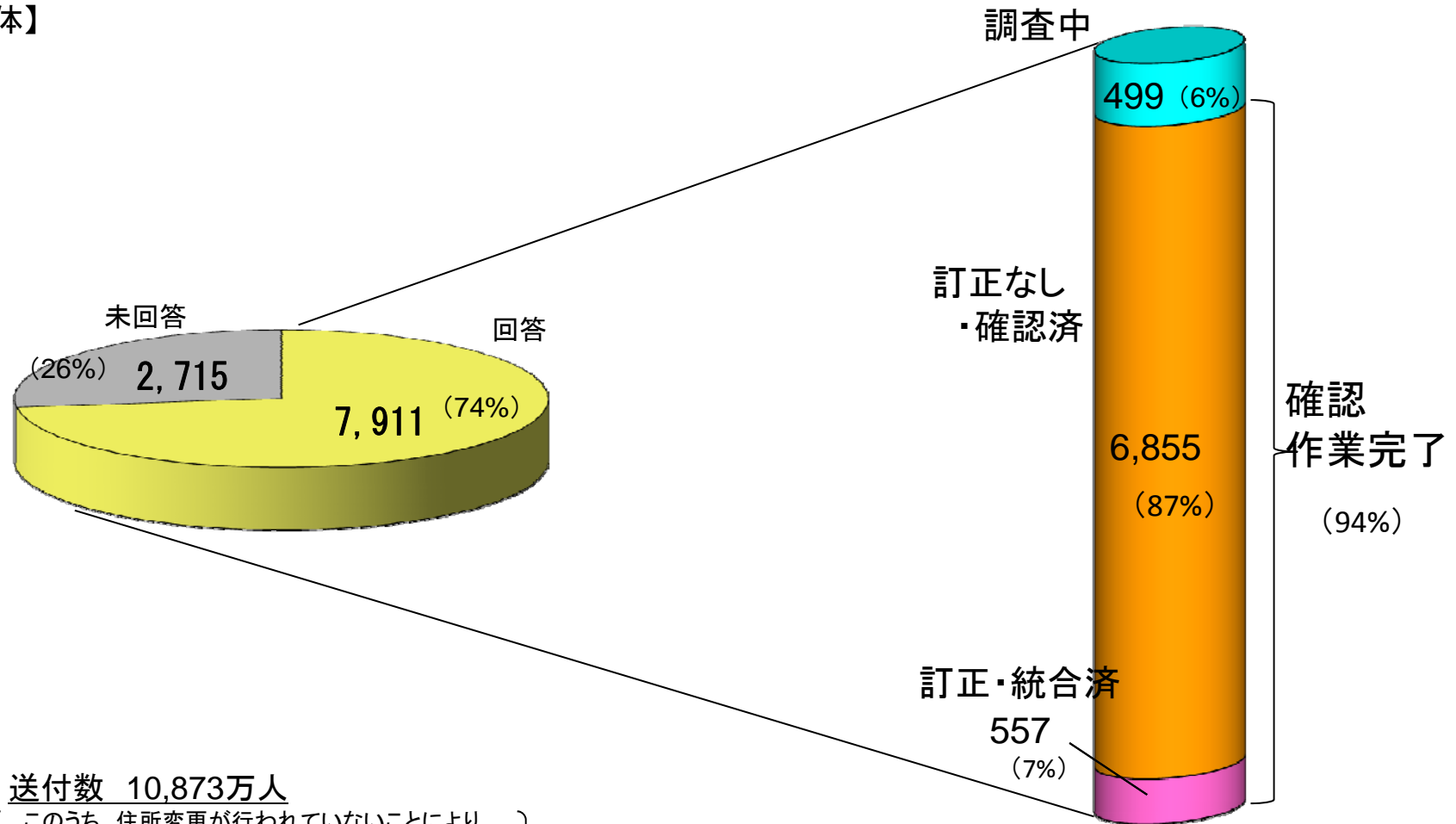
(目 次)

・「ねんきん特別便」	1
・フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査	3
・未統合記録の解明	4
・再裁定処理体制の強化	6
・「ねんきん定期便」	9
・国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	11
・標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案	12
・被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について	17

「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただき、このうち約7,911万人(21年8月末現在)から回答をいただき、このうち、約94%の方(約7,411万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】

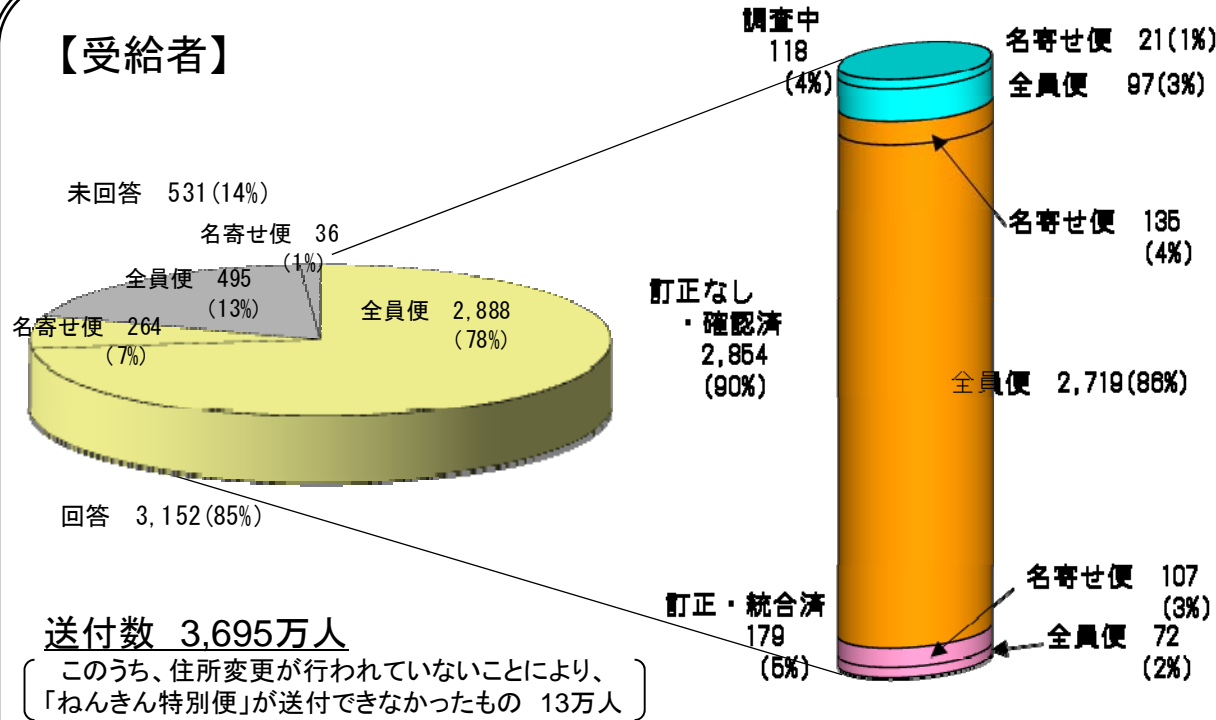


送付数 10,873万人

【このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 247万人】

単位: 万人

【受給者】

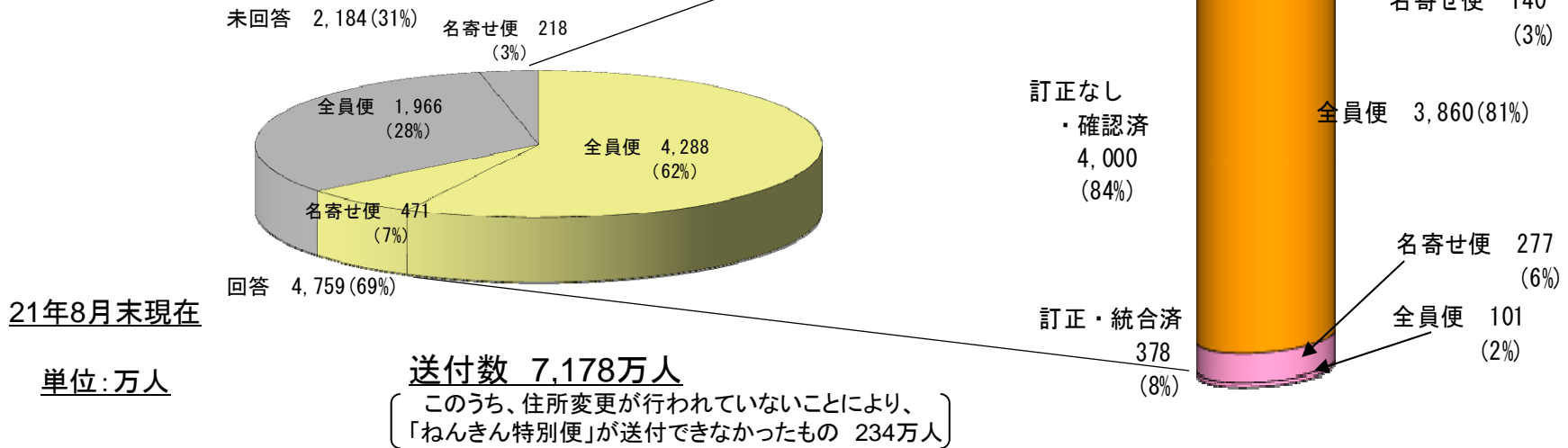


このうち11万人は、「訂正なし」との回答があったものについて、現在、フォローアップ照会を実施しているもの

送付数 3,695万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 13万人

【加入者】



21年8月末現在

単位:万人

送付数 7,178万人

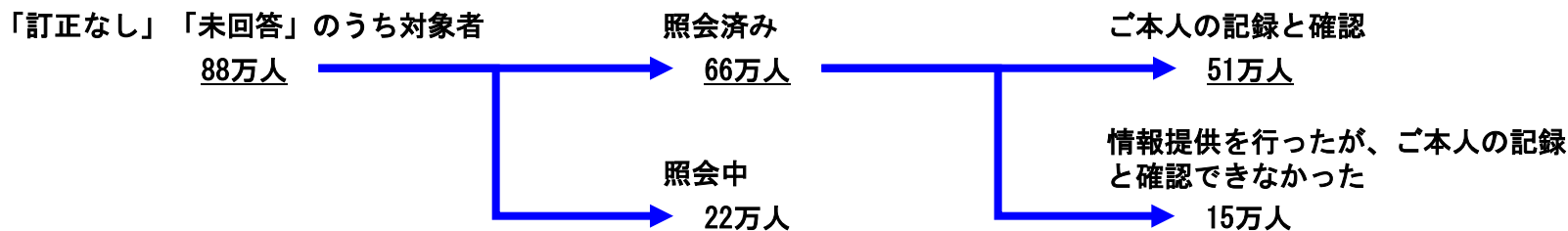
このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 234万人

フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査

受給者に対する名寄せ特別便のフォローアップ照会

○平成20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して「訂正なし」との回答をいただいた方、及び2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお未回答の方のうち未統合記録が結びつく可能性の高い方約88万人を対象として、電話や訪問による照会を行うこととし、平成21年8月末時点で約66万人の方と接触し、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

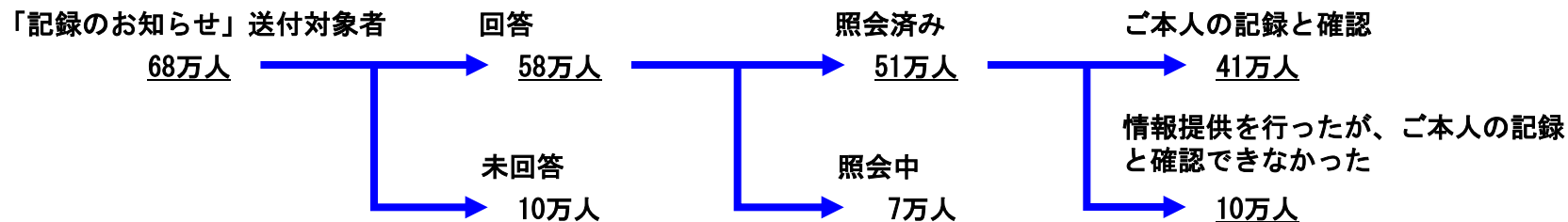
【フォローアップ照会の状況（平成21年8月末現在）】



厚生年金旧台帳等の記録(約1466万件)に係る調査

○社会保険庁においてマイクロフィルムの形で保管されている厚生年金旧台帳等の記録と基礎年金番号との突合せの結果、旧台帳の記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、平成20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、このうち約58万人(平成21年8月末現在)から回答をいただいた。その後、回答をいただいた方に電話や訪問による調査を行うこととし、約51万人の方と接触し、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

【厚生年金旧台帳等の記録に係る調査の状況（平成21年8月末現在）】



未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,257万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,028万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)		(21年9月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1257万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1603万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	654万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	553万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	1028万件
計 5095万件		計 5095万件

未統合記録の全体像〔平成21年9月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1257万件【19年12月より947万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、518万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1603万件【19年12月より363万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、1028万件【19年12月より1417万件減少】
- 住基ネットの活用等により、553万件の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月		平成21年9月		増減	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	2,860	56.1%	1,310	・ 解明作業の進展による増
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	407	8.0%	47	
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			66	1.3%	66	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			180	3.5%	180	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	571	11.2%	111	
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	379	7.4%	-41	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,257	24.7%	947	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	654	12.8%	-518	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	197	3.9%	-138	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	464	9.1%	-382	
6 解明作業が進展中の記録			553	10.9%	553	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			82	1.6%	82	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			326	6.4%	326	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			102	2.0%	102	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			43	0.8%	43	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録	2,445	48.0%	1,028	20.2%	-1,417	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減
・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等						・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

○「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

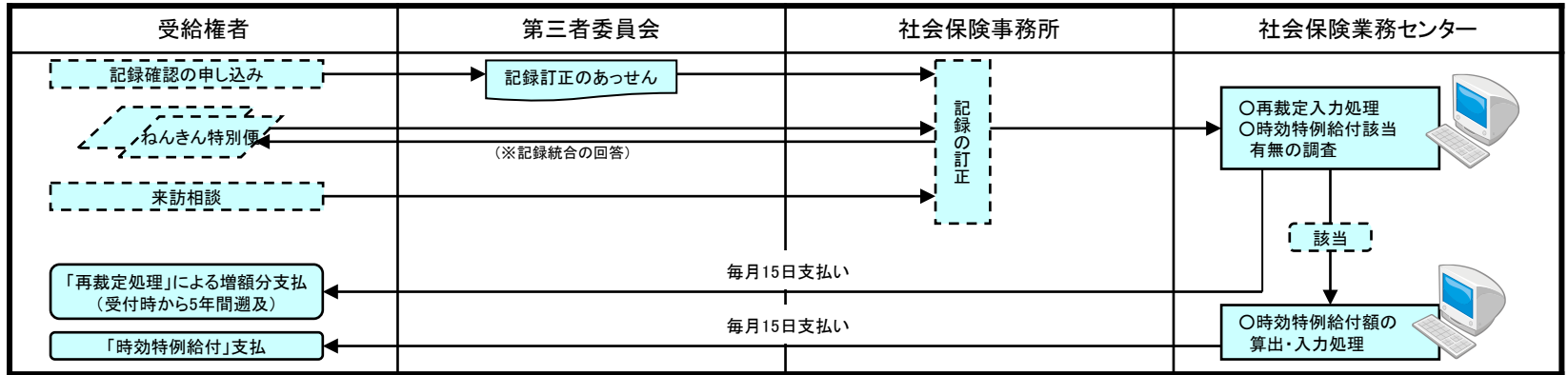
○「平成21年9月」は、平成21年9月25日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は9月30日時点）をベースに作成

再裁定処理体制の強化

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



現在の状況

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、本年8月には、処理期間が3ヶ月に短縮された。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)		(21年4月)		(21年8月)
処理件数	8万件／月	⇒	19万件／月	⇒	17万件／月
処理体制	280人		486人		475人
支払までの期間	7ヶ月		6ヶ月		3ヶ月

※ 本年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

記録の統合等に伴う年金額の再裁定等について

- 記録の統合等に伴う年金額の再裁定については、社会保険事務所が再裁定の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定の迅速化のため、これまで再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置（センター内の職員の再配置や本庁及び地方社会保険事務局からの支援）、新たに採用する任期付き職員の重点配置、派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図るとともに、再裁定処理システム等の機能強化を図ってきたところであり、平成21年1月から3月にかけて再裁定の処理件数が大幅に伸び、未処理件数も減少傾向に転じている。
- 社会保険業務センターに進達されてから支払いまでの処理期間については、8月時点では全体として3ヶ月程度に短縮したところ。

◆再裁定の受付件数、処理件数

(単位:万件)

区分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 (速報値)	20年1月～ 21年8月 (累計)
受付件数	1.9	3.2	5.3	8.3	9.6	12.2	11.3	15.0	14.4	12.5	11.7	10.5	12.2	9.1	10.7	10.4	10.9	9.6	9.3	9.9	198.0
処理件数	1.6	1.9	1.5	1.6	2.0	2.3	2.4	2.6	2.5	5.0	6.8	8.6	10.1	13.0	19.1	19.1	19.0	19.0	18.1	16.6	172.7
未処理件数 (期末現在)	3.8	5.2	8.9	15.6	23.2	33.0	42.0	54.4	66.4	73.8	78.7	80.6	82.8	78.9	70.4	61.7	53.6	44.2	35.5	28.8	—

※ 平成21年8月分については、本日時点の速報値であり、最終的な数値は異なる可能性がある。

◆再裁定の処理体制の推移

(月末時点)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
体制	38人	61人	56人	56人	82人	101人	110人	127人	145人	203人	226人	280人	318人	466人	466人	486人	483人	483人	483人	475人

(注)上記の体制は、常勤職員、任期付職員、非常勤職員、派遣職員、地方社会保険事務局からの支援職員を含んでいる。

時効特例給付について

- 記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加による新規裁定及び再裁定処理にかかる時効特例給付については、社会保険事務所が時効特例給付の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定処理の進捗とともに、時効特例給付の要処理件数も急増しているため、任期付職員の配置及び派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図ってきたところであり、さらに、時効特例給付処理システムの改善等に取り組み、できる限り早期の支払を目指すこととしている。
- 時効特例給付については、再裁定の支払いから2ヶ月から3ヶ月程度の処理期間となっている。

◆時効特例給付処理の受付件数、処理件数

(単位:万件)

区分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 (速報値)	20年1月～ 21年8月 (累計)
受付件数	1.0	1.1	1.1	1.2	1.8	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6	2.3	3.7	10.4	8.2	11.3	18.7	13.0	9.6	13.9	11.0	116.3
処理件数	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	2.0	1.1	1.2	1.4	1.6	2.0	2.6	5.2	9.3	9.9	15.2	11.1	8.0	10.2	8.8	92.3
未処理件数 (期末現在)	3.1	3.7	4.4	5.0	5.8	5.4	5.9	6.4	6.6	6.6	7.0	8.1	13.3	12.3	13.7	17.2	19.1	20.7	24.4	26.6	—

◆時効特例給付の処理体制の推移

(月末時点)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
体制	70人	80人	80人	71人	87人	121人	121人	121人	143人	138人	146人	138人	139人	141人	151人	176人	176人	176人	176人	187人

(注)平成21年4月からの体制は、再裁定処理の派遣職員10名及び地方社会保険事務局からの支援職員15名を含んでいる。

「ねんきん定期便」

- 平成21年4月より、現役加入者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始した。

平成21年8月末日までに約2,742万人(4月2日～9月1日生まれの方)に対し、「ねんきん定期便」を送付した。

《平成21年4月～8月送付分》

送付件数

約2,742万件

回答件数

約215万件

※業務センター受付分のみを集計

送付封筒種類別

オレンジ色の封筒で送付



約111万件
(a+b+c)

空色の封筒で送付



約2,630万件

「ねんきん特別便」の回答勧奨等

名寄せ特別便で「訂正なし」と回答した方に対し、名寄せ記録の一部を同封

約25万件
(a)

名寄せ特別便に未回答の方に対し、名寄せ記録の一部を同封し、回答勧奨

約65万件
(b)

全員特別便に未回答の方への回答勧奨

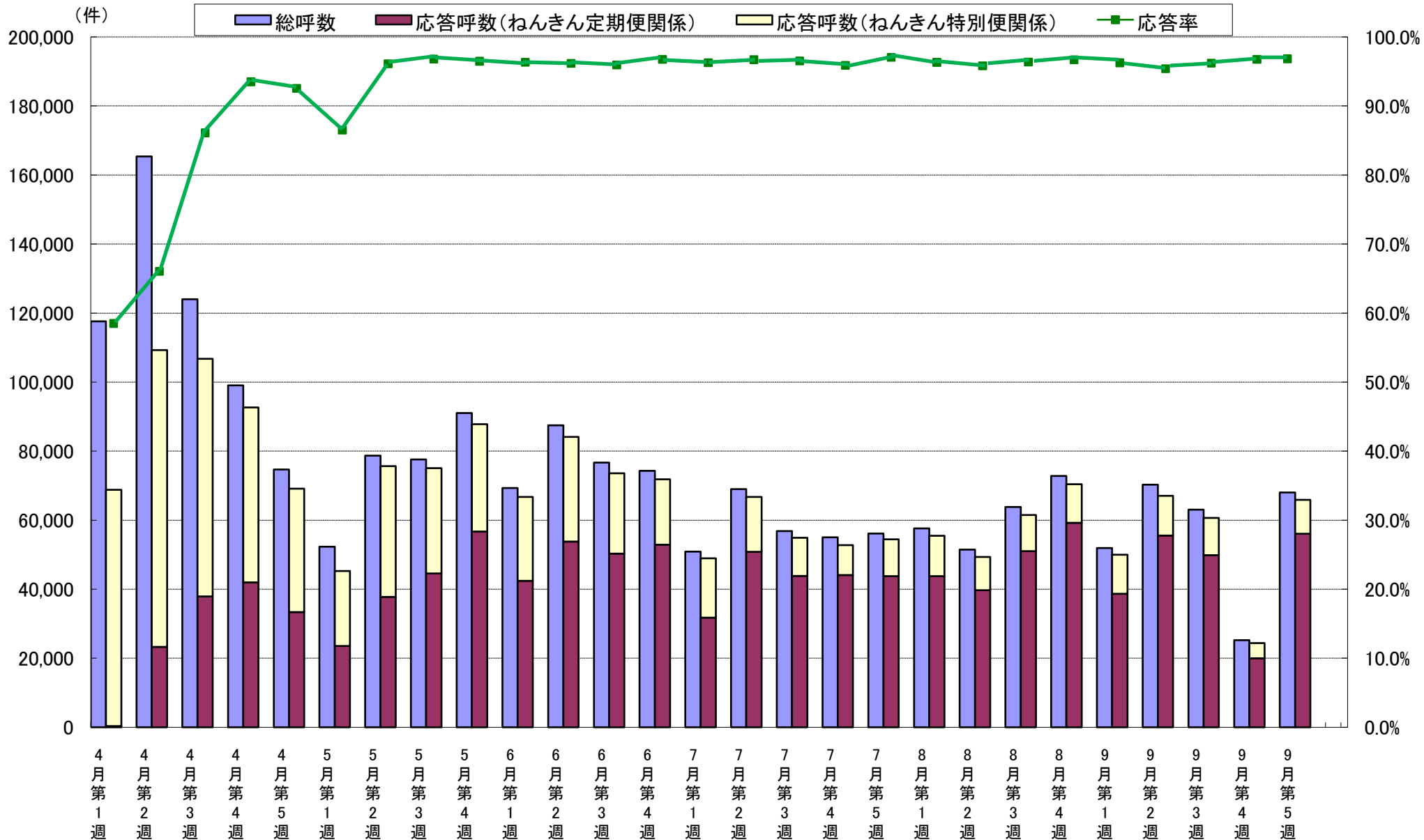
約884万件

標準報酬の遡及訂正事案

標準報酬月額に誤りがある可能性のある方に対し、お知らせを同封

約22万件
(c)

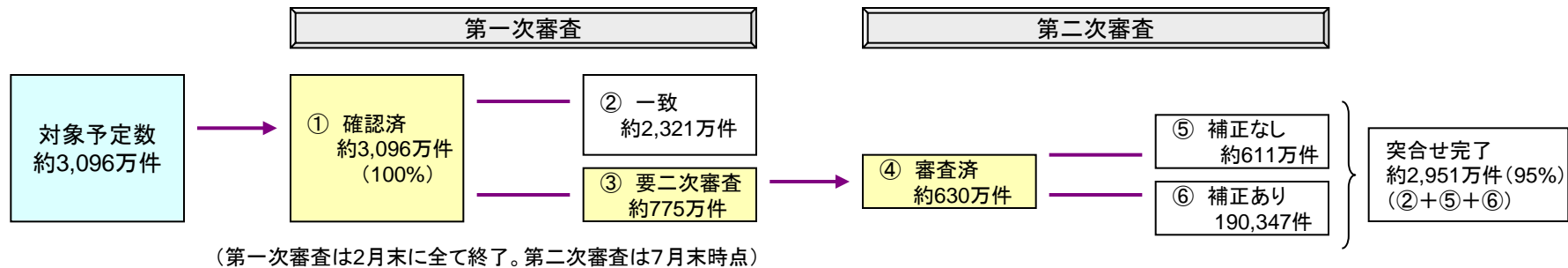
ねんきん定期便専用ダイヤルにおける電話相談状況(平成21年4月～9月第5週)



国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ

○ 年金記録については、国民年金は昭和59年以降、厚生年金は昭和61年以降、それぞれオンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録は合計約8.5億件の紙台帳（マイクロフィルムを含む）として保管されているところであるが、そのうち、約0.3億件の国民年金特殊台帳について、平成20年5月から実施しているところ。

【国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せの進捗状況】



標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、本年3月末までに概ね終了。

(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

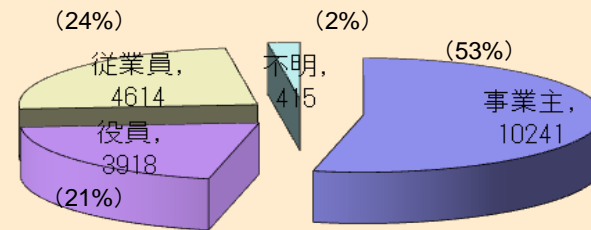
- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

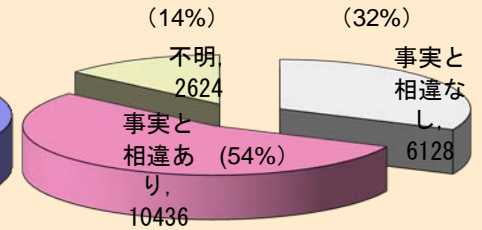
訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

- * 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)

遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場



年金記録の確認状況



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正(職権訂正)を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年9月30日現在) 546件

(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 474件^(*))

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数: 1,535件
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」^(※)や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」^(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の社会保険事務所段階における記録訂正の状況等について（平成21年9月30日現在）

1. 社会保険事務所段階における記録訂正の事案数（累計） 546件

* 546件の内訳は、事業所の全喪日以後に、遡及して標準報酬月額記録が訂正されていたものが523件、遡及して資格喪失日の記録が訂正されていたものが38件（重複して該当するものが18件）、遡及して被保険者記録が取り消されていたものが3件。

2. 約2万件の戸別訪問の対象事案の状況

* 社会保険事務所段階における記録訂正は、従業員であった方で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」と回答された方であることが前提。

→ このような方は、本年3月31日時点で、1,535件

① 社会保険事務所段階における記録訂正が完了しているもの（累計） 474件（注1）

② 従業員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計） 914件（注2）

（注1） この474件は、上記1の546件の内数（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を3件含む）。

（注2） 上記のほか、事業主又は役員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計）：2,011件（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を10件含む）

(参考2)

「厚生年金加入記録のお知らせ（受給者等）」

○ 目的

平成20年9月に開催された年金問題関係閣僚会議において報告した方針に沿って、厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間を確認していただくもの。

(参考)平成20年9月9日 「年金記録問題関係閣僚会議」資料(抜粋)

「平成21年中に、厚生年金受給者全員に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、標準報酬月額及び資格喪失日の記録を確認していただく。

これについては、受給者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。」

○ 送付対象としている方

- ・年金を受給している方で、厚生年金保険又は船員保険の加入期間がある方（現在、被保険者である方を除く。）。
- ・60歳以上の年金を受給していない方であって、基礎年金番号を有し、厚生年金保険又は船員保険の加入期間がある方（現在、被保険者である方を除く。）。

○ 送付時期

平成21年12月から送付を開始し、1年をかけて送付。

○ お知らせする内容

- ・ 厚生年金保険、船員保険及び国民年金の加入履歴

- ※共済組合員期間、合算対象期間については、表示しない。

- ※厚生年金基金の加入期間を表示する。

- ※昭和 36 年 4 月以降、かつ、20 歳以上 60 歳未満の間で、厚生年金保険、船員保険及び国民年金のいずれにも加入していない期間がある場合には、その旨を表示。

- ・ 厚生年金保険及び船員保険の標準報酬月額（・標準賞与額）の月別状況

- ※事業所単位、暦年及び千円単位で表示する。

○ 同封物

- ・ **注意喚起文書**：不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出するために用いた 3 条件のいずれかに該当する者（約 2 万件的戸別訪問の対象者を除く）については、注意喚起を行う文書を同封。当該文書には、特に注意して確認いただきたい該当部分を朱書きで表示した被保険者記録を掲載。

- ・ **回答票**：全員に送付。注意喚起文書を同封した者とそれ以外の者について異なる色を用いる。

- ・ **返信用封筒**：全員に送付。注意喚起文書を同封した者とそれ以外者について異なる色を用いる。

○ 回答とその後の事務処理

- ・ 回答は、注意喚起文書を同封した者については、「もれ」や「誤り」の有無にかかわらず全員から回答をいただく。それ以外の者については、「もれ」や「誤り」がある場合にのみ回答をいただく。

- ・ お知らせを確認いただいた結果、「もれ」や「誤り」がある場合には、郵送で回答をいただき、社会保険事務所において調査を行い、結果の回答、必要な記録の訂正等を行う。

被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について

	18年12月 までの件数	19年 3月 までの件数 (累計)	19年 6月 までの件数 (累計)	19年 9月 までの件数 (累計)	19年12月 までの件数 (累計)	20年 3月 までの件数 (累計)	20年 6月 までの件数 (累計)	20年 9月 までの件数 (累計)	20年12月 までの件数 (累計)	21年3月 までの件数 (累計)
オンライン上に納付記録はないが、領収書等により納付記録を訂正した件数	84件	455件	1,705件	4,487件	6,978件	8,863件	9,803件	13,824件	17,343件	20,493件
うち領収書等しかなかった件数	55件	235件	571件	1,541件	2,480件	3,297件	4,415件	5,673件	6,836件	調査中

被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について

- I オンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収書等により、納付記録を訂正した件数
20,493件（平成21年3月までの累計）
- II オンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収書等により、納付記録を訂正した件数（20,493件）のうち、社会保険庁や市町村の資料では納付記録の確認ができなかった件数
6,836件（平成20年12月までの累計）
- III これらの件数の事例
- 訂正月数
1か月分 ～ 102か月分
 - 訂正に係る期間
昭和40年代後半に多い傾向が見られる
 - 年金受給権の裁定の状況
今後裁定を受ける方 : 2,510人
既に裁定を受けた方 : 4,326人
 - 領収場所（一部重複があるため合計は6,836件にはならない）

市区町村（納付組織を含む）	: 4,686件
金融機関	: 1,838件
郵便局	: 804件
社会保険事務所	: 105件
不明	: 108件
 - 記録訂正に至った被保険者等が保有していた資料（一部重複があるため合計は6,836件にはならない）

領収書	: 4,044件
年金手帳	: 3,291件
領収済証明書	: 206件
 - 記録訂正に係る期間の前後1年間の住所変更の有無（一部重複があるため合計は6,836件にはならない）

あり	: 3,074件
なし	: 4,467件
 - 被保険者等が保有していた年金手帳や領収書などからある程度推定できる記録訂正が必要となった事由
 - 当時、市町村に保険料を納付したが、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたことによると考えられるもの。 223件
 - 国民年金手帳の印紙検認台帳が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかったことによると考えられるもの。 834件
 - 市町村又は社会保険事務所が発行した納付書の記号番号が、当該被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なったことによると考えられるもの。 133件